

公布された規則のあらまし

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則（規則第 14 号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、附属設備使用料の額を改定するため、佐賀県立博物館処務規則ほか 3 規則を改正することとした。
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

- 1 佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（以下「条例」という。）第 1 条の 2 第 2 号の規則で定めるものは、高次脳機能障害又はこれに類する疾患である旨の医師の診断を受けた者とする事とした。（第 5 条の 2 関係）
- 2 佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）の利用者は、条例第 1 条の 2 に掲げる者であって自立訓練に係る市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものとする事とした。（第 6 条関係）
- 3 センターの利用定員は、自立訓練のうち機能訓練を受ける者については 14 人、自立訓練のうち生活訓練を受ける者については 6 人とすることとした。（第 6 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 規則の題名を佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 引用している条例名を改めることとした。（第 1 条及び様式関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 17 号）

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（平成 26 年佐賀県条例第 12 号）附則第 2 号に規定する改正規定の施行期日は、平成 26 年 6 月 12 日とすることとした。

理容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 理容所開設届等の添付書類から、開設者及び管理理容師の履歴書を削除し、従事する理容師の理容師免許証の写しを追加することとした。（別記様式第 18 号及び別記様式第 20 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 19 号）

- 1 美容所開設届等の添付書類から、開設者及び管理美容師の履歴書を削除し、従事する美容師の美容師免許証の写しを追加することとした。（別記様式第 18 号及び別記様式第 20 号関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

1 消費税率等の改定に伴い、手数料等の額を改定することとした。（別表関係）

2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）

1 消費税率等の改定に伴い、工鉱業試験手数料の額の改定等を行うこととした。（第 2 条関係）

2 新たな工鉱業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとした。（第 2 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県産業振興センター設置条例施行規則を廃止する規則（規則第 22 号）

1 佐賀県産業振興センター設置条例施行規則は、廃止することとした。

2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

1 消費税率等の改定に伴い、手数料の額を改定することとした。（別表関係）

2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。